

羽村市障害者計画、第5期羽村市障害福祉計画及び第1期羽村市障害児計画（案）の意見公募手続の結果について

羽村市障害者計画、第5期羽村市障害福祉計画及び第1期羽村市障害児計画（案）の意見公募手続を1月16日から2月15日まで実施し、8人の方から30件の意見がありました。受け付けた意見の要約と市の考え方をお知らせします。

No.	受け付けた意見（要約）	市の考え方
1	<p>1) 12 人権教育の推進、13 福祉教育の充実</p> <p>精神障害者の支援の観点から、公立中学校における、人権教育、福祉教育において、精神障害についての理解教育を具体的に実施してください。統合失調症は、中学在学中から発症することもあり、いじめの対象となったり、症状への無理解から悪化させてしまうケースもあります。人権教育については、いじめ防止という側面からも重要ですが、市立中学校における福祉教育、健康教育の一環として、誰でもが精神疾患となる可能性があること、その割合は決して少なくないこと、精神的な困難さがあった場合は信頼できる身近な大人に相談し、必要に応じて早めに精神科を受診すること、それは医療であり特別なことではないこと、そして何かの困難さを持った人が存在し、その困難さへの配慮を持つことが社会で生きる上では重要なこと等を、教育委員会との連携を持って積極的に推進してほしいと思います。</p>	<p>人権教育・福祉教育については、計画案 47 ページに記載しているとおり、学習指導要領及び人権教育プログラム（学校教育編）に基づき、推進していくこととしております。</p> <p>精神障害のみに関わらず、様々な障害について、教育委員会と福祉施策部門が連携しながら学校教育の充実に取り組んでまいります。また、健康教育の側面からは保健体育の保健領域の学習を通じて、精神障害を含めた心身の発達や健康について学習を深めてまいります。</p>
2	<p>2) 25 障害者団体間のネットワークの作りの支援</p> <p>羽村市全体の障害者支援の充実と調整を図る観点から、（地域自立支援）協議会の機能の充実を進めてください。市内で活動する当事者団体が、自らのニーズだけでなく、他の障害に関わる支援についての観点も含みおきながら、羽村市全体の福祉の充実を模索していくためには、ネットワークの作りが不可欠です。</p>	<p>計画案 49 ページに記載している通り、障害者団体間のネットワークづくりの支援については、様々な手法が考えられますので、今後の事業実施の際の参考にさせていただきます。</p> <p>また、地域自立支援協議会においても、各関係団体、関係機関との協議を深め、障害福祉サービスについて考えてまいります。</p>
3	<p>3) 39 相談支援事業の実施</p> <p>相談支援事業についてはたいへん不足しているので、その拡充については事業所任せにするのではなく、</p>	<p>計画案 53 ページに記載をしておりますが、市内の障害サービス事業所に対して、相談支援事</p>

	<p>行政からも具体的な促進を図ってください。障害福祉サービス受給のスタートというべきサービス利用等計画を市内の事業所で策定していただくことは、ほぼ困難であり、近隣市に所在する事業所でも、新規は受け入れないとしている事業所が多いと聞いています。モニタリングを含めて考えれば、一人の相談員が対応できるケース数に限りがあるのは当然ですので、よろしくをお願いします。</p>	<p>業への参入を働きかけるとともに、新規事業所の開設に関する相談時等に必要な情報提供を行うなど、引き続き取り組んでまいります。</p>
4	<p>4) 132 図書館サービスの充実</p> <p>20歳代の私の息子（愛の手帳3度）は、よく図書館を利用させていただきますが、図書館利用をさせると迷惑が掛かると感じて、全く利用させない保護者も多くいるのも事実です。図書館利用リテラシーは、利用しながら、注意もされつつ、身についていくものです。その安全なスタートは学校教育で行われることが望ましいと思われまますので、ぜひ、市立小・中学校の特別支援学級等や、都立特別支援学校での、読書教育、図書館学習に積極に関与して下さるようお願いいたします。</p>	<p>市立小・中学校の通常学級と同様に特別支援学級や都立特別支援学校においても、児童・生徒の実態や発達段階に合わせ、計画的に学校図書館や市内図書館での利用の仕方や読書指導等を行っております。今後も障害のあり、なしに関わらず羽村市の子どもたちが本に親しみ、すすんで読書に取り組もうとする意識の醸成や図書館利用の奨励について学校と図書館の連携を図ってまいります。</p>
5	<p>5) 143 福祉避難所の開設及び避難者の救護</p> <p>福祉避難所の運営マニュアルの整備を進めてください。すでに、市においては福祉避難所の指定と、開設訓練の実施をされていますが、一般の避難所同様に、開設後の利用者による運営を想定した運営マニュアルの策定を進める機会を設けてください。福祉避難所においては、運営を支援する町内会のような組織がなく、支援が必要な当事者だけでの運営はかなりの困難があると想定されます。しかし、二次避難所とされているのですから、地域的にも（一次）避難所の拡大・派生とも考えられるので、地域の（一次）避難所との有機的な連携を含めて、在り方を検討してください。福祉避難所は、いこいの里以外は、隣接あるいはごく近隣に（一次）避難所が存在しているので、その避難所の運営マニュアル策定とリンクすることが必要と思われる。また、自宅待機の障害者への救護の方法についても研究を進めてください。</p>	<p>市では地域防災計画に基づき、避難所及び福祉避難所の管理運営マニュアルの整備等を行ってまいります。</p> <p>現在、町内会・自治会への支援等を行い、各避難所の管理運営マニュアルを整備しておりますが、福祉避難所においても同様に関係団体への支援等を行ってまいります。</p>

6	<p>6) 147 防犯活動の支援と連携の強化</p> <p>成人の障害者への防犯教育を行う機会を設けてください。防犯教育は在学中でも十分とは言えませんが、卒業後は皆無になります。特に軽度知的障害の方は、行動力があるにもかかわらず、理解が不十分のために、犯罪の被害者になる可能性も、加害者になる可能性も、大変大きいです。まずは、市内の福祉作業所や就労支援センターでの職員研修や本人講座の実施等の啓発と支援をお願いいたします。</p>	<p>市では、出前講座「犯罪にあわないために 犯罪の手口を知って防犯対策」というメニューを用意し、市民が犯罪被害に遭わないような啓発活動をしております。</p> <p>今後も同制度を広く周知していくとともに、市内事業所等からのご依頼に対応できる体制づくりに取り組んでまいります。</p>
7	<p>羽村市を含め、地域での精神障がい者の受け入れ準備が進んでいないため、地域での生活の場＝居場所が準備されないまま、本人や家族が辛い思いをする状態が続いています。この状態について羽村市障がい者計画では記載が全くと言ってよいほど少なく不十分であると感じており、改善の姿勢が見えてきていません。</p> <p>・精神障がい理解のために『出前体験談』などを活発にしてほしい</p> <p>これからの時代、発症体験者の経験を市民が知っていくことが、この問題の解決に必要なことだと思います。羽村市では、医療、教育などの場で精神障害を理解する機会をつくってほしいと思います。町内会、ボランティアサークル、発症の多い中学、高校、大学、などで事前に知識を得ておけば、発症した時の症状、どう対処したら良いのか、など克服できるヒントが見えてくると思います。精神障がい理解のために病気の原因、治療法、生活のあり様などを丁寧に判り易く説明される、『出前体験談』などを活発にしてほしい</p>	<p>障害者理解の促進については、計画案 47 ページにも記載しているとおおり、さまざまな機会をとらえ、取り組んでまいります。</p>
8	<p>・ゆったりした雰囲気の中で精神障がいを克服できる当事者、家族の居場所サロンを市内各所作ることに期待したいと思います。心の病は、「神経伝達物質のバランス不調」などが原因しているといわれている。心と体の調子や気分などに大きな波が出るため、自分に合った働く場所を見つけることに困難となっている。居場所のない人には、安心できる環境でゆったり過ごせる時間と理解者が必要となっていると考えますが、今回の計画案では具体的な前向きな施策が見えません。</p>	<p>精神障害のある方が、地域で生活していくための施策としては、退院後の地域移行への支援や就労支援などの日中活動の場の充実や地域活動支援センター「ハッピーウイング」の運営などが含まれております。</p> <p>障害のある方やご家族が利用できる「サロン」については、</p>

	<p>精神障がい悩む本人と家族とボランティアが協力して『居場所』となる「サロン」を開設する取り組みが徐々に広がってきています。羽村市としても、「心の元気」を取り戻すことに専念してもらえような居場所をつくることを考えていただき市の施策として位置づけてもらいたい。</p>	<p>当事者やご家族、ボランティアにより運営されており、市は、このような活動や運営についての相談などに対応するなど、側面からサポートをしていく考えです。</p>
9	<p>・障害のある人の親亡き後のことを考えると、地域で自立した生活ができるように、地域包括システムを市に設置していただきたいと思ひます。</p>	<p>計画案 80 ページに記載しているとおり、今後、保健、医療福祉関係者による協議の場を設置し、検討してまいります。</p>
10	<p>・就労の支援ですが、幅広く選択できるよう必要な支援を行いますとありますが、精神は現在、スマイル工房（B型）のみです。 多様な働く場を確保して頂きたいと思ひます。</p>	<p>福祉的な就労の場の拡大としては、現在、福祉作業所スマイル工房の建設事業に対し、市有地の貸与等による支援を行うなどの取り組みを行ってまいります。今後も計画案 58 ページに記載している通り、民間施設の整備支援に取り組んでいくこととしてまいります。</p> <p>また、就労支援については、計画案 69 ページに記載しているとおり、障害者就労支援センター「エール」を中心に就労の機会を拡大し、支援につなげることとしてまいります。</p>
11	<p>・相談支援事業の充実ですが、一人の相談員が対応できる人数に限りがあるなか、専門職員の人材確保と育成をお願いします。</p>	<p>NO.3 でお答えしたとおりです。</p>
12	<p>①公的機関で「デイサービス」をやってほしいです。どうしても精神障がい者は孤立しがち・ひきこもりがち生活になってしまいます。人と出会ったり、情報交換等をするためにデイサービスのような場が必要です。以前は保健所でやっていたと聞きました。今は民間病院でやっている所はありますが、数は少なく不足しています。</p>	<p>市では、人との出会いや情報交換の場などの日中活動の場として、地域活動支援センター「ハッピーウイング」を開設しております。</p> <p>また、民間病院等で実施をしている医療的なデイケアについては、障害者総合支援法に基づく自立支援医療の対象となっておりますので、市が実施をする予定はありません。</p>

13	②今現在「居場所」「サロン」を、公的支援なしにやっている障害当事者やその家族がいます。しかし運営費、部屋代は自腹です。ぜひ資金援助をお願いします。	NO.8 でお答えしたとおりです。
14	③地域活動支援センターハッピーウィングが遠く使い辛いです。羽村にも「分会」があるとは聞きますが、もっと誰でもが行き易いきちんとしたものが欲しいです。	地域活動支援「センターハッピーウィング」は、羽村市の人口規模などを検討し、現在のような事業形態としております。ご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
15	④作業所を、特にB型作業所をもっと作ってください。現在羽村市内に「スマイル工房」が、また近辺自治体にも麦わら帽子、虹の家等あります。しかし身近にもっと、特に病状が中程度以上の当事者も行きやすい、いわば“ゆるい”B型作業所を作ってください。	NO.10 でお答えしたとおりです。
16	⑤狭い家に老親と同居せざるをえない人が多く、家族と軋轢を抱え（あるいは親の無理解等）、その病状が良くなる人も多いです。ぜひグループホーム（通過型も必要ですが）、永住型を沢山作ってください。	グループホームは、東京都から事業指定を受けた社会福祉法人等が開設します。近年、通過型や滞在型のグループホームが市内に開設されており、引き続き開設を希望する法人等に情報提供をしていく考えです。
17	1) 啓発活動の推進 障害者に対する理解の大切さは、どこでもよく言われている事ですが、市民は具体的な事例や対策を知る機会が少ないと思います。障害者、家族等が抱える問題、活動を広報等で発信し続ける事が、大切だと思います。講演会事業では、当事者の話も含めていただきたいと思います。又、今年度のように障害者週間に市役所や公の場で障害者の作品の展示、出来れば作業所等の製品の販売もできるとよいと思います。社会の中で障害の人も当たり前前に暮らしている事を行政が率先して企画して頂きたいと思います。	障害者理解の促進については、計画案 47 ページに記載しておりますが、ご意見については今後の取り組みの際に参考とさせていただきます。
18	2) 福祉教育・学習機会の拡充 人権教育の推進はもちろんですが、精神疾患は思春期の発症が70%と言われています。早期発見、早期治療に結びつくように、教育環境を作っていただきたいと思います。具体的には中学校卒業までに、生徒、保護者、学校関係者等に、精神疾患に対する正しい知識	NO.1 でお答えしたとおりです。

	の普及をお願い致します。	
19	3) 障害者団体の育成支援 引きこもりがちな、障害者や家族が気軽に参加できるようなサロンが沢山、出来ると良いと思います。是非、場所や運営費の助成をお願い致します。	NO.8 でお答えしたとおりです。
20	4) 相談支援事業の実施 障害の特性によっては、自らは相談に行けなかったり、中断してしまう障害者もいます。 家族もあきらめていて、サービスが届いていないケースは少なくありません。社会的孤立を予防するためにも、根気よく切れ目のない支援をお願い致します。	障害福祉サービスについては、市や相談支援事業所、サービス提供事業所など、対象者の方に必要な実施機関が連携し、サービスを提供しているところであります。ご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
21	5) 活動の場の充実 精神障害の重い人は、乗り物に乗って地域活動支援センターに行くことが、困難です。是非身近な市内に社会参加ができる場所を増やしていただきたいと、思います。具体的には、週1回でも、保健センター等でデイケアがあると良いと思います。	NO.12 でお答えしたとおりです。
22	6) 暮らしを支援する施設の整備・促進 退院促進により、地域で暮らす人が多くなることが予想されます。親が高齢となり、親亡き後問題もすぐそこに迫っています。永住型のグループホームを是非増やして頂きたいと、思います。出来れば、親あるうちに短期の体験が出来るサービスがあると、将来、本人の安心に繋がると、思います。	永住型（滞在型）グループホームにつきましては、NO.16 でお答えしたとおりです。 短期の体験については、東京都が実施する「グループホーム活用型ショートステイ事業」等のサービスがありますので、周知に努めてまいります。
23	7) 就労支援事業の充実 就労を希望する人は、多いのですが、現実にはマッチングが上手くいかない事が多いようです。就労能力向上の問題もあります。是非、市内で職場体験の場を広げて頂きたいと、思います。市役所や、商工会の店舗等に協力をお願いしたいと、思います。コミュニティーレストランや喫茶では市民とも交流できるので、ボランティアのサポーターをつけて、取り組んでみてはいかがでしょうか。	就労支援については、計画案 69 ページに記載しているとおり、障害者就労支援センター「エール」が中心となり進めており、就労後の相談にも応じています。また今年度から市役所内での実習を開始するなど事業のさらなる充実を図っているところであります。就労場所の拡大についての意見は今後の取り組みの際に参考とさせていただきます。

24	<p>平成 30 年～32 年の計画で、地域移行支援事業の件数が 1 で変わらずに推移していくものとなっています。羽村市は世界で有数の精神科病床数がある青梅市に隣接しており、その長期入院者の中には、支援があれば退院可能な方、退院したいというニーズのある方がいらっしゃるのではと考えます。隣接する羽村市はその方たちの受け皿となりうる自治体ではと思われま</p> <p>す。</p> <p>その羽村市の相談支援事業所については、病院と連携し、地域移行に取り組んでいく必要性があるのではと考えます。</p> <p>地域移行支援事業への目標件数について、現計画では取り組んでいこうとする意向がないように見受けられ、今一度再考いただく必要が、現在の障害者福祉の流れの中からもあるように考えます。</p>	<p>今回の計画案では、これまでの地域移行の実績を踏まえた数値を目標としているところで</p> <p>す。また、支給決定の上限を定めたものではないため、精神科病院等からの地域移行が今まで以上に進み、支援が必要な方が増えた場合にも支援してまいります。お示しした計画値を超える申請があった場合も、その方の状況に合わせて対応してまいります。</p>
25	<p>39 歳まではひきこもり支援はあるが、30 歳から引き続いている 40 歳代は親も高齢、収入の面も含め家族支援がより必要では。</p>	<p>本計画案に関するご意見ではないため、ご回答いたしません。</p>
26	<p>はむらんは障害者手帳で無料に</p>	<p>はむらんは、大人も子供も、障害のある・なしに関係なく、料金をいただく考えで運行をしております。ご意見については参考とさせていただきます。</p>
27	<p>1、基礎調査について</p> <p>精神障害者手帳所持者だけの調査では、精神障害者の生活実態が見えません。自立支援医療当事者へのアンケートもお願いすると良いと思います。</p> <p>27 障害者手帳へのメリットがあまり見られないため、地域の偏見が根強いため、又、後発の障害なので自分自身で障害を受け入れられない等のため、手帳所持が自立支援医療（精神通院）者の 3 分の 1 ほどしかないのです。</p>	<p>ご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
28	<p>2、羽村市には精神障害を持つ方が選べるような就労継続支援事業所が少なく、成人発達障害を持つ方の体験の積み重ねができる事業所がなく、ひきこもりの方が通える居場所的な日中活動場所も少ないです。多様な事業所の参入を促進すると書いてありますが、事業所の専門家が質を上げられなければサービスにつな</p>	<p>東京都に対する要望については、他市とも連携し、継続して要望してまいります。</p>

	<p>がりません。</p> <p>東京都の多摩総合精神保健福祉センターの管轄が広すぎ保健所等からの要請によるアウトリーチ支援、短期宿泊事業や、デイケア実施も十分に利用ができません。是非とも、西多摩地域の関係機関と連携し支所の設置をお願いします。</p>	
29	<p>3、引きこもりの方が一歩出る場所としての大切な役割を持つ、地域活動支援センターは、西多摩地域の他地域活動支援センターと連携し、相互に利用が可能になるようにしてください。偏見も根強い西多摩地域にとって、居住地の地域活動支援センターしか利用できないということは、対人緊張が強く人間関係を築くのが苦手という病気の特性から、引きこもりがちになります。より自分に合ったセンターを選択できるということは利用の増大につながります。</p>	<p>地域活動支援センターの利用者基準については、地域にお住まいの方が優先的に利用できるように定めております。</p>
30	<p>4、地域生活支援事業のショートステイ事業の利用が実績0になっています。精神障害を持つ方の利用できる施設は青梅市の「ほたるの里」しかないのです。</p> <p>是非とも、精神障害を持つ方が羽村市のショートステイ事業を利用しやすいようにしてください。親と離れての生活体験が月1度でもできて行けば、親亡き後の心配が少なくなります。</p>	<p>精神障害者の方については、すでに短期入所の支給決定を受け、施設をご利用いただいております。短期入所事業所を開設しようとする法人等に対し、今後も引き続き情報提供してまいります。</p> <p>計画案 31 ページに記載してある地域生活支援事業のショートステイ事業【市制度】については、重度心身障害者等を対象としている事業で、武蔵村山市にある東京小児療育病院と委託契約を締結し、実施をしている事業です。近年は緊急対応の案件がなかったことから、実績は0となっております。</p>